

運転者と車両の安全

Standard



目次

1	はじめに.....	3
2	要件.....	3
2.1	その他の内部要件.....	Error! Bookmark not defined.
3	運転の管理.....	4
3.1	オートバイ.....	4
3.2	高リスク運転者の管理.....	4
3.3	車両による無線カバレッジ調査（ドライブテスト）.....	4
3.4	運転パフォーマンスを低下させる要因の管理.....	5
3.5	車載設備.....	5
3.6	車内での行動.....	5
3.7	訓練.....	5
3.7.1	導入訓練.....	5
3.7.2	運転手の意識向上研修.....	5
3.7.3	改善研修.....	6
4	モニタリングと見直し.....	6
5	サプライヤー向け運用基準.....	Error! Bookmark not defined.
6	変更情報.....	6

© Ericsson AB 2024

無断複写・転載を禁じます。本文書の情報はエリクソンの所有物であり、予告なく変更されることがあります。エリクソンは、事実に関する誤りまたは誤字について、何ら責任を負うものではありません。



1 はじめに

この基準では、エリクソンの業務で運転を行うに当たり、安全面および衛生面を適切に管理できるようにする最小要件を説明します。

2 要件

以下の要件を適用します。

- 運転中には絶対に携帯電話を使用しない（運転中の SMS、ビデオ通話、音声通話、などが含まれるが、これらに限定されない）。音声通話には Bluetooth や類似の接続形態を利用する。 緊急の通話が必要な場合、安全な場所に停止してから通話を受ける。
- 製造者の規定に従って、確実に（ブレーキ、ハンドル、ワイパー、バックミラー、ライトなどの重要パーツを含んだ）全ての車両を、メーカーの使用に従って整備し、有効な国の安全検査証を保管する。
- ナンバープレート、運転免許証、自動車登録証および車両の定期点検証明書を確保すること。
- 製造者の指定する最大重量を超えて車両に積載しない。
- 車両の運転席および使用するすべての座席に、ヘッドレストを取り付ける。
- 運転手および全ての同乗者は全員、必ずシートベルトを着用する。
- 速度制限を超えたり、道路の種類や車両、状況に対して危険な速度で走行しない。
- 健康状態が運転に影響する恐れがある場合は、運転しない。
- 飲酒時や薬物服用時は、運転しない（制限のある医薬品を含む）。
- 2 時間以上運転するときには、停車して休憩時間を取る。
- 3 時間以上の運転を伴う可能性のある活動を計画する場合には、リスク評価を実施して、運転に関する全てのリスクが軽減されるように確保すること。
- プロの運転手でも法定制限時間を超えて運転しない。
- レッカー移動は（バーや鎖を利用しない形で）必ず専門業者のレッカー車によって行われること。



- 移動距離、積荷の状態、天候予測などを考慮して、安全な移動を計画すること。
- 必要な運転者訓練を実施する。
- 運転者は、常に有効な運転免許証を保持し、使用車両の保険に加入していること。

3 運転の管理

3.1 オートバイ

オートバイは、輸送の代替または機器の搬送手段として許可されていない。

3.2 高リスク運転者の管理

以下リストのような、車両事故を起こすリスクが高い運転者は出来る限り特定し、必要に応じて現地での追加訓練を行う：

- 走行距離が長い。
- 危険物の輸送車両を一般道で走行させる。
- オフロードを走行する。

軽度の事故を何度も起こしている者には、現地での追加訓練を行うか、または関連する措置を行って、今後の事故を防止する。

3.3 車両による無線カバレッジ調査（ドライブテスト）

無線カバレッジ調査に、結果を表示するディスプレイが使用できる場合は、車両の前面に取り付け、運転手の注意をそらさない位置に設置すること。ディスプレイには、セキュリティ目的でパソコンに使用するような「フード」またはプライバシーフィルタを取り付けること。運転手は、車両の走行中に調査機器を使用したり調整したりしてはならない。

無線カバレッジ調査車両は、消火器と適切な救急箱を携帯しなければならない。



3.4 運転パフォーマンスを低下させる要因の管理

多くの要因が集中力に影響を及ぼし、それによって 事故のリスクが高まる可能性がある。最低限、以下の事項に従うこと。

3.5 車載設備

運転手は、運転中にオフィス機器、ノートパソコン、マルチメディア機器などを使用してはならない。

ラジオ、カーナビ（ルート案内）、渋滞警告システムなどの車載システムによって、運転手の 注意が散漫になる恐れがある場合、運転手が車両の走行中にそれらのシステムの操作や調整を行ってはならない。

3.6 車内での行動

国で定められた法律がない場合、運転手が道路から目を離したり、長時間片手で運転したり、注意を逸らす原因になるすべての行為は禁止されている。

運転手は、常に車両のすべてを管理する立場にあることを忘れてはならない。

3.7 訓練

新入社員や新人ドライバーには事前アセスメントを行う。特定訓練には、運転手の意識向上研修、安全運転訓練、上級者および防御的運転訓練があり、夜間ドライバーには夜間運転、現場チームにはオフロード運転のなど訓練を実施すること。

3.7.1 導入訓練

導入訓練では、運転中の携帯電話使用の危険性について説明すること。作業用車両を支給される作業員は、車両の使用前に、車両と操作方法に習熟するための研修を行わなければならない。このような訓練は、その作業員が以前に使用経験のない車両を初めて操作する際に行われるものとする。

3.7.2 運転手の意識向上研修

運転が職務の重要要素であるすべての作業員に対して、正式な認識研修を提供するものとする。エリクソンは安全運転意識向上研修を提供しています。



3.7.3 改善研修

事故率や現地のリスク評価を通じて、同じ業務を行う他の作業員よりも怪我のリスクが高いとされた運転手には、改善研修を行わなければならない。改善研修を通じて、最も事故につながりやすい具体的な弱点を特定し、対処する。

4 モニタリングと見直し

本基準への適合度をモニタリングし、見直すこと。以下の記録を残すこと：

- エリクソンの車両を運転する場合、もしくはエリクソンに代わって運転する場合に、事前に確認が必要なこと。確認事項：有効な運転免許証、運転実績（過去の違反、事故など）。
- 事故の統計。
- 保険請求レポート。
- 免許の確認とステータス変更。
- 訓練・研修。

5 変更情報

前回の改訂からの変更サマリー：

- 1 オートバイを代替輸送や機器の配送に使用することの禁止を明記。